

## 植樹帯・樹木移植等標準仕様書

街路樹の移植等にあたっては、「本仕様書」並びに「道路緑化技術基準・同解説」により、適正に施工管理しなければならない。

### (移植等の基準)

- 1 幹周 25cm 未満(地上から 1.5mにおいて)の街路樹は移植を原則とする。ただし、周辺の状況、移植の難易度及び枝葉が少ない等樹木の状況により、市担当者が移植困難と判断した場合は、次項2によるものとする。
- 2 幹周 25cm 以上(地上から 1.5mにおいて)及び市担当者が移植困難と判断した街路樹は、伐採、伐根して適正に処分すること。
- 3 伐採した樹木の代替は、原則として、同じ種類の樹木を市担当者の指示した場所に植樹するものとする。但し、高木・中木を移植する箇所がない場合は、市担当者の指示により中木・低木に換算して補植すること。尚、換算は市要綱に基づくものとする。
- 4 代替樹木の大きさは、樹種等に応じて樹高 1.8～3.5m 程度のものとし、樹木の樹高、幹径に応じた支柱を設置しなければならない。
- 5 植樹柵の工事に伴い、中木・高木の幹周部分が植樹柵から 1 m を下回る場合、前項2に準じなければならない。

### (植樹柵の設置)

- 1 植樹柵を施工する場合、切り下げ箇所において、切り下げ終了端より 2 m を確保した位置から、設けなければならない。
- 2 既設箇所が本仕様書と異なる場合においても、本仕様書に適合するよう施工しなければならない。
- 3 個別に市担当者から指示がある場合、応じなければならない。

#### (移植及び植栽の方法)

- 1 移植及び植栽の時期は、樹種、地域等に応じて、適正な時期に実施できるように、工程等の調整に努めるものとする。
- 2 樹木の掘取りに先だって仮支柱を取り付け、過剰枝の要定等の移植準備をしたうえで、掘取りに着手しなければならない。
- 3 移植する樹木の鉢の大きさは、常緑、落葉樹共に原則として根元直径の5倍以上でなければならない。
- 4 鉢巻きは、わら縄で樹種、大きさ、移植の方法に応じて適宜行い、堅く締込むと共に運搬に際して鉢崩れのないように注意しなければならない。
- 5 運搬は、樹根、樹姿を損傷しないよう十分養生のうえ、適切な方法で行わなければならない。
- 6 植穴のガレキ、不良土等のほか、樹木の生育に害のあるものを取り除かななければならない。
- 7 中・高木を歩道に移植及び植栽する場合は、植穴の周囲に防根シートを設置しなければならない。

#### (支柱、支柱材料)

- 1 植付けの終わった樹木には、速やかに指定の支柱を取り付けなければならない。
- 2 支柱及び控え用丸太は、所定の寸法を有し、割れ腐朽がなく真直ぐな皮はぎ丸太でなければならない。なお、支柱材料は、CCA注入品又は防腐剤2回塗りのものを使用すること。
- 3 杉皮は、太節、割れ、腐れのない良品でなければならない。
- 4 しゅろ縄は、強じんなものでなければならない。

#### (土の品質)

客土及び目土は、雑草、カレキ又は笹根の混入していないものでなければならない。

#### (仮植)

やむを得ない事由により、移植が出来ない場合は、十分な養生のもとに仮植とし、早期にこれを植付けるよう留意しなければならない。

#### (灌水・施肥)

植栽した樹木は、速やかに十分な灌水をすること。なお、その後も枯渇しないように適宜灌水すること。また、樹木の良好な育成に努めるため、必要に応じて施肥を行うこと。

#### (伐採・抜根)

- 1 周辺樹木、施設などを損傷しないように注意深く行う。
- 2 伐採した樹木は適切に処分を行う。
- 3 抜根にあたっては、出来る限り根を残さないようにし、抜根後は埋め戻して整地する。

#### (その他設備)

以下の場合、市担当者の指示に従うこととする。

- 1 散水設備等が設置されており、配管等設備を撤去する必要がある場合の配管等の対応について。
- 2 縁石等を撤去、新たに設置する場合の施工等について。
- 3 事個所にその他の設備がある場合の対応について。

#### (後片付け)

受託者は、業務委託の作業終了後、速やかに現場の後片付けをし、入念な清掃を行うものとする。

#### (発生材の処分)

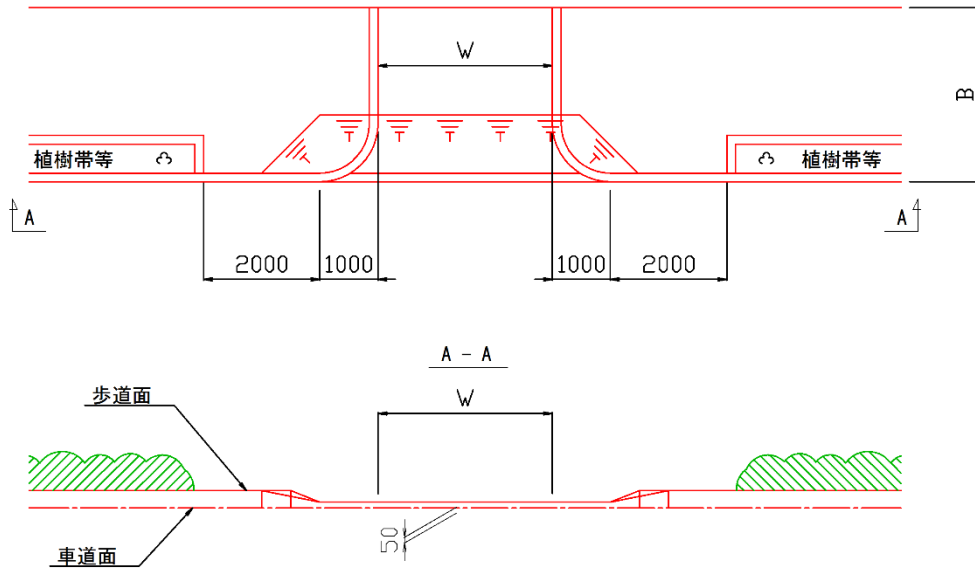
現場での発生材を現場に存置することなく、作業の都度搬出し、適正に処分するものとする。

(枯保証)

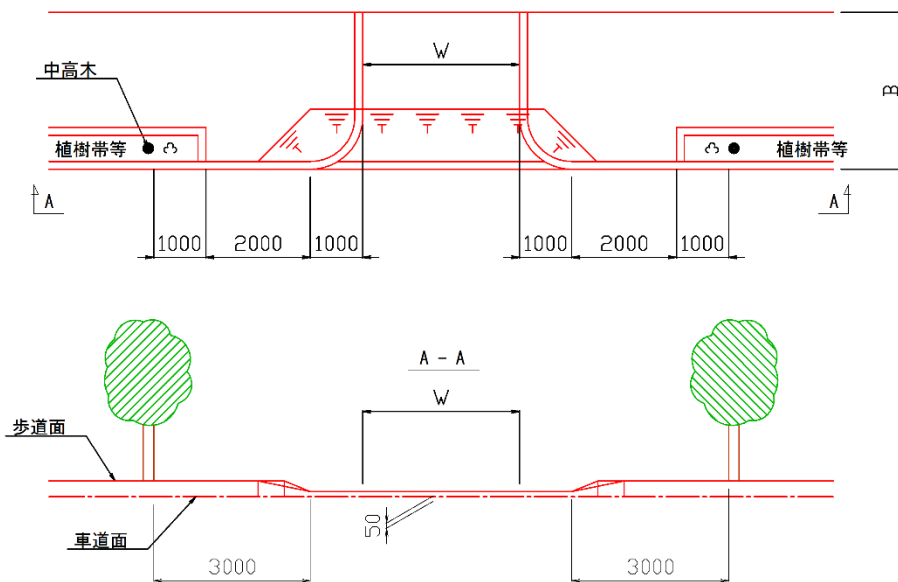
完成検査後、1年以内に移植又は代替により植栽をした樹木が枯れた場合は、申請者負担により、枯れた樹木と同じ種類で、同等の大きさの樹木を植えなければならない。

## 【車両出入部の設置例】

### (1) 低木の場合



### (2) 中高木の場合



※中高木の幹端部が歩道巻き込み部端部より3 m以内となる場合は、その中高木を歩道巻き込み部端部より3 m以上離れた位置に移植すること。